

はじめに

特別支援学校の学校給食は、咀嚼や嚥下を通して食べる機能を育み、また、食物の味を感じ、食事を通してコミュニケーションを図ることで、情緒の発達を促すことから、大変教育的意義の高いものです。

本県の特別支援学校の給食においては、特に肢体不自由のある児童生徒への個別対応食は、各学校に在籍する児童生徒の状況に応じ、それぞれ独自の方法で提供されてきました。

そこで、令和3年4月に「県立特別支援学校における個別対応食ガイドブック検討委員会」を発足し、主に肢体不自由のある児童生徒に提供する学校給食における、個別対応食の事例をガイドブックとして取りまとめ、紹介する運びとなりました。各学校で実情に応じた対応を検討するにあたって参考となるよう、食形態、調理・食事介助の考え方、衛生基準などをまとめました。今後、県内の特別支援学校間で情報共有しながら、各学校の個別対応食の対応を決める際の礎となれればと考えます。

また、市町所管の小・中学校等の、食べることに困難のある児童生徒等の給食については、市町や各学校の状況において、「学校給食法」等に基づいて、できる範囲で柔軟に対応していただいているところです。特別支援学校とは学校給食施設設備や人的配置といった条件が異なりますが、小・中学校等で個別対応食を検討される際の参考として活用いただければと考えています。

本ガイドブックを活用いただくことにより、県内の各学校における、主に肢体不自由のある児童生徒等の「食べる力」を育む一翼となれば幸いです。

令和3年9月

三重県教育委員会教育長

木平 芳定